

## 令和8年度

# 十勝川インフォメーションセンターアダプトプログラム（里親制度）

### 【募 集 要 項】

アダプトプログラムってなに？

アダプトとは、英語で「養子縁組する」という意味。このプログラムは、ボランティアとなる地元住民や企業が「里親」となって、公共の場所（十勝川インフォメーションセンター）を「養子」とみなし、愛情を込めて面倒をみるとから命名されました。

#### 1. 目的

「十勝川インフォメーションセンター」は、十勝川の十勝大橋（帯広市側）付近に位置し、川の防災や環境などに関わる様々な資料などが見られるほか、河川利用者なども含め多くの市民に利用されている施設です。

この「十勝川インフォメーションセンター」について民間活力を用いて地域の方々に有効活用していただくことを目的とし、施設の管理運営などを含めたアダプトプログラムを試行的に実施するとともに、試行的な取り組みを通じて、今後に向けた課題の抽出等を行うこととしました。

アダプトプログラムでは、十勝川インフォメーションセンターの施設を無料で利用していただくその対価として、施設の管理運営をボランティアで実施していただくものです。

#### 2. 参加（里親）の要件

##### 【里親要件】

- (1) 十勝川インフォメーションセンターの管理運営をボランティア活動として行っていただける者とします。
- (2) 原則、令和8年度内の1年間、活動を継続できる者とします。

##### 【里親条件】

- ・民間事業者、公益法人<sup>※1</sup>、又はその他それらに準ずる者<sup>※2</sup>とします。
- ※1 公益法人とは、民法第34条の規定に基づき設立を許可された社団法人及び財団法人を言う。
- ※2 NPO法人等

### 【注意事項】

- ・特定の公職の候補者、公職にある者、政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的にすることはできません。
- ・活動団体等には、特定の公職の候補者、公職にある者、政党名を冠することはできません。

## 3. 委ねる公共施設と活動内容

### (1) 公共施設

十勝川インフォメーションセンター（住所：帯広市大通北2丁目）

### (2) 活動内容

#### 【主体的な活動の基本方針】

- ・学習交流施設として次世代を担う子供らを対象に河川・防災教育を実施すること。
- ・地域活性化及び交流人口増加に伴う河川空間の賑わいの創出に努めること。
- ・帯広河川事務所が指定する地域団体の活動の支援に努めること。

#### 【具体的な活動内容】

- ・さけや野鳥など十勝の自然環境を継承することを考え、広報または体験活動を実施すること。
- ・河川環境保全に関する活動を自ら行うとともに、その活動に賛同する事業者を募り持続的な保全に繋がる取組を試行すること。
- ・十勝川緑地公園を活動フィールドとして、年に2回以上はイベントを実施すること。実施にあたっては、既往イベントの連携を図るなど主体的に河川空間の賑わいを創出すること。
- ・河川を中心とした観光等案内施設の機能を有し自らもその活動を実施すること。
- ・十勝川のサイクルステーションとしての機能を有しサポート支援を実施すること。
- ・利用者から申し出があった場合は、施設内的一部を多目的スペースとして開放すること。

#### 【管理内容】

- ・十勝川インフォメーションセンターの施設・保管物等の管理。なお、保管物管理区分、実施内容は原則別紙-1とする。
- ・火災・盗難防止のための、火気、施錠の取締まり。
- ・来館者数の把握。
- ・軽微な清掃と消耗品の補充。
- ・玄関前等の軽微な清掃、除雪。
- ・十勝川インフォメーションセンター来館者への対応。
- ・管理日報の記録と報告。（別紙-2参照）
- ・上記以外の活動による実績の報告（営利活動実施の場合は収支報告）。

### (3) 活動期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

帯広河川事務所及び里親の双方から活動の終了の申し出がない場合は、最長令和1年3月31日まで1年単位で活動期間が延長されます。

開館時間は9:00～17:00とし、開館日は別紙—3を原則とします。なお、帯広河川事務所長と協議のうえ、開閉館日の変更ができるものとします。

## 4. 活動に対する帯広河川事務所の支援

- ・十勝川インフォメーションセンター施設内の使用許可（使用料は無料）
- ・施設修繕に係る事項
- ・機械警備費用の負担
- ・光熱水料金の負担（ただし、運営資金等調達のために使用したものは除く）
- ・その他活動に必要な事項（別途協議事項）

## 5. 活動を行おうとするときの手続きの流れ

 里親希望者が行う事項

十勝川インフォメーションセンターアダプトプログラム里親申込書  
(様式第1号) を帯広河川事務所へ提出

募集要項等に照らし合わせ、審査を行った後、里親決定書(様式第2号)により里親希望者へ通知

合意書(様式第3号)により活動内容等について確認、合意を行う

十勝川インフォメーションセンターアダプトプログラム年間活動計画書(様式第4号)を帯広河川事務所へ提出

## 6. 参加者選定の審査基準

参加希望者が複数あった場合には、下記により審査を実施し選定する。

### (1) 履行できる活動内容

上記「3.(2) 活動内容」及び「3.(3) 活動期間」については原則であるが、参加団体において履行できる活動内容、活動期間等を里親申込書(様式第1号)に記載してもらい、より条件に近い者を選定する。

(2) ヒアリングの実施

履行できる活動内容等に差が確認出来ない場合においては、ヒアリングを実施する。

7. 申込期限と窓口

申込期限：令和8年1月30日（金）17：00まで

申込窓口：帯広開発建設部 帯広河川事務所 計画課 （担当者：猪瀬）

〒089-0536 中川郡幕別町札内西町 73-6

TEL 0155-25-1295 FAX 0155-24-1765

Mail [inose-m22aa@mlit.go.jp](mailto:inose-m22aa@mlit.go.jp)

※所定の申込用紙をご記入いただき、上記の担当課へご提出ください。

別紙－1

保管物管理区分

階	名 称	整 理 整 頓	備 考
1階	展 示 室	毎 日 隨 時	
2階	会 議 室	毎 日 隨 時	
3階	展 望 室	毎 日 隨 時	

実施内容

区 分	作 業 要 領
1. 日常管理	1. 掲示物等の物品管理を行う。 2. 会議室等のテーブル・椅子など整頓を行う。
2. 臨時管理	1. 会議室等のテーブル・椅子など使用後の整頓を行う。

## 別紙-2

## 十勝川インフォメーションセンター 管理日報

年月日	令 和 年 月 日 ( )	開館時間	:
記入者		閉館時間	:

対象箇所	点検項目	異常の有無	特記事項
施設周辺	建物外観	良・否	
	物置外観	良・否	
玄関	玄関の施錠・警備システム解除	良・否	
館内	照明設備点灯	良・否	
	館内設備(冷暖房等)起動	良・否	
	備品、物品の管理状況	良・否	
	館内設備(冷暖房等)終了	良・否	
	照明設備消灯	良・否	
玄関	玄関の施錠・警備システム開始	良・否	
※異常を発見した場合の対応を記載			

来館者内訳	区分	人数	うち団体人数	団体名等	案内の内容
	幼児	名	( 名)		
	小学生	名	( 名)		
	中学生	名	( 名)		
	高校生	名	( 名)		
	一般	名	( 名)		
	合計	名	( 名)		

## 活動内容等

--

令和8年度 十勝川インフォメーションセンター 開館日程（案）

: 開館日

2026		4		April			
日	月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30			

2026		6		June		
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

2026		8		August			
日	月	火	水	木	金	土	日
							1
2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28	29	
30	31						22

2026	9	September				
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

2026		11		November			
日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30						

2026		12		December			
日	月	火	水	木	金	土	
		1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30	31			

2027		1		January			
日	月	火	水	木	金	土	
					1	2	
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	
31							

2027		2		February			
日	月	火	水	木	金	土	
	1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28							

2027		3		March			
日	月	火	水	木	金	土	
	1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28	29	30	31				

## 十勝川インフォメーションセンターアダプトプログラム実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、十勝川インフォメーションセンターの管理運営等を行うボランティア活動（以下「活動」という。）に係るアダプトプログラム事業に関し必要な事項を定めるものである。

### (活動の拠点)

第2条 十勝川インフォメーションセンター施設を活動の拠点とする。

### (活動の内容)

第3条 活動の内容は、次の各号とする。

- (1)さけや野鳥など十勝の自然環境を継承することを考え、広報または体験活動を実施すること。
- (2)河川環境保全に関する活動を自ら行うとともに、その活動に賛同する事業者を募り持続的な保全に繋がる取組を試行すること。
- (3)十勝川緑地公園を活動フィールドとして、年に2回以上はイベントを実施すること。実施にあたっては、既往イベントの連携を図るなど主体的に河川空間の賑わいを創出すること。
- (4)河川を中心とした観光等案内施設の機能を有し自らもその活動を実施すること。
- (5)十勝川のサイクルステーションとしての機能を有しサポート支援を実施すること。
- (6)利用者から申し出があった場合は、施設内的一部を多目的スペースとして解放すること。

### (管理内容)

第4条 管理内容は、次の各号とする。

- (1)十勝川インフォメーションセンターの施設・保管物等の管理。
- (2)火災・盗難防止のための、火気、施錠の取締まり。
- (3)来館者数の把握。
- (4)軽微な清掃と消耗品の補充。
- (5)玄関前等の軽微な清掃、除雪。
- (6)十勝川インフォメーションセンター来館者への対応。
- (7)管理日報の記録と報告。
- (8)上記以外の活動（営利活動含む）による実績の報告。

### (活動の期間)

第5条 活動は、令和8年4月1日から令和9年3月31までの期間で、休館日（合意内容による）は除くものとする。

2 帯広河川事務所及び団体の双方より活動終了の申し出がない場合、最長令和11年3月

- 3 1日まで1年単位で活動期間が延長されるものとする。
- 3 期間途中でやむを得ない事由により本活動を破棄する場合は、協議の後双方合意をした上で活動を終了する。

(活動の申込)

第6条 活動を実施しようとする団体は、活動申込書（様式第1号）を帶広河川事務所長に提出するものとする。

(合意書の締結)

第7条 帯広河川事務所長は、前条の申込書の内容を審査したうえ、団体に里親決定書（様式第2号）を交付する。

2 前項の場合において、帶広河川事務所長は、合意書（様式第3号）を締結するものとする。

3 前項に規定する合意書を取り交わしたものは年間活動計画書（様式第4号）を提出するものとする。

(活動の変更及び中止)

第8条 団体は、活動の内容を変更しようとする場合は、帶広河川事務所長に活動変更計画書届（様式第5号）を提出するものとする。

2 団体は、活動を中止しようとする場合は、帶広河川事務所長に活動辞退届（様式第6号）を提出するものとする。

(活動の報告)

第9条 団体は、帶広河川事務所長に年度終了後、速やかに活動報告書（様式第7号）を提出するものとする。

(帯広河川事務所の支援)

第10条 帯広河川事務所長は、団体が行う活動に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 十勝川インフォメーションセンター施設内の使用許可
- (2) 施設修繕に係る事項
- (3) 機械警備費用の負担
- (4) 光熱水料金の負担（ただし、運営資金等調達のために使用したものは除く）
- (5) その他活動に必要な事項

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、帶広河川事務所長が別に定めるものとする。

附則

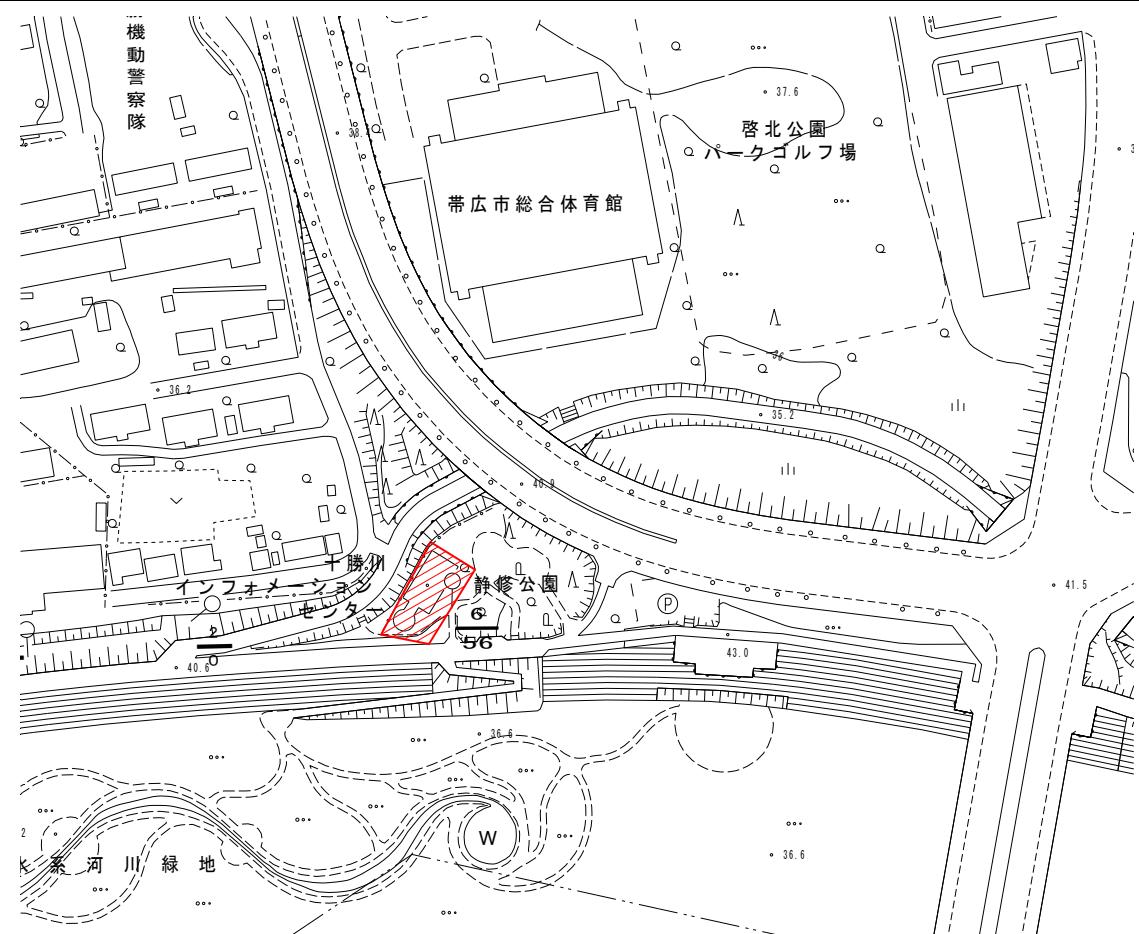
この要綱は、令和8年〇月〇日から施行する。

## 十勝川インフォメーションセンターアダプトプログラム里親申込書

		令和　年　月　日
帯広河川事務所長 様		
住 所 団体名 氏 名 電話番号		
施設の名称及び 所在地等		名 称 十勝川インフォメーションセンター 所在地 帯広市大通北2丁目
活 動 計 画 概 要	活動期間	令和　年　月　日～令和　年　月　日
	活動回数	ア 毎日 イ 毎週 曜日 ウ 毎月 日 エ その他 ( ) 時頃 ～ 時頃
	活動内容	
希望すること等		
添付書類		・活動者名簿

(裏面)

活動区域（略図）



備考

別記様式第2号（第7条関係）

令和 年 月 日

様

帶広河川事務所長 印

十勝川インフォメーションセンターアダプトプログラム里親決定書

令和 年 月 日付けで申込のあったアダプトプログラムについて、下記のとおり決定します。

記

1. 施設の名称 十勝川インフォメーションセンター  
及び所在地 帯広市大通北2丁目

2. 活動期間

(1) 期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日  
(2) 時間 ア 毎日 イ 每週 曜日 ウ 毎月 日  
エ その他 ( )  
時頃 ~ 時頃

(3) 内容

3 施設利用にあたり適正に使用すること。

4 施設の所管課・連絡先 帯広河川事務所 計画課 0155-25-1295

5 その他

様式第3号（第7条関係）

## 合意書（案）

帯広開発建設部 帯広河川事務所長と〇〇は、十勝川インフォメーションセンターアダプトプログラム実施要領第7条に基づき、下記の事項に同意する。

### 記

1. 対象となる施設

十勝川インフォメーションセンター

2. 養子縁組をする期間（対象期間）

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

- ・帯広河川事務所及び里親の双方より活動終了の申し出がない場合は、最長令和11年3月31日まで1年単位で活動期間が延長されるものとする。

3. 里親の役割

- ・十勝川インフォメーションセンターの施設・保管物等の管理。
- ・火災・盗難防止のための、火気、施錠の取締まり。
- ・来館者数の把握。
- ・軽微な清掃と消耗品の補充。
- ・玄関前等の軽微な清掃、除雪。
- ・十勝川インフォメーションセンター来館者への対応。
- ・管理日報の記録と報告。
- ・上記以外の活動による実績の報告（営利活動実施の場合は収支報告）。
- ・さけや野鳥など十勝の自然環境を継承することを考え、広報または体験活動を実施すること。
- ・河川環境保全に関する活動を自ら行うとともに、その活動に賛同する事業者を募り持続的な保全に繋がる取組を試行すること。
- ・十勝川緑地公園を活動フィールドとして、年に2回以上はイベントを実施すること。実施にあたっては、既往イベントの連携を図るなど主体的に河川空間の賑わいを創出すること。
- ・河川を中心とした観光等案内施設の機能を有し自らもその活動を実施すること。
- ・十勝川のサイクルステーションとしての機能を有しサポート支援を実施すること。
- ・利用者から申し出があった場合は、施設内の一部を多目的スペースとして開放すること。

#### 4. 河川事務所の役割

- (1) 十勝川インフォメーションセンター施設内の使用許可
- (2) 施設修繕に係る事項
- (3) 機械警備費用の負担
- (4) 光熱水料金の負担（ただし、運営資金等調達のために使用したものは除く）
- (5) その他活動に必要な事項

#### 5. 期間途中の破棄について

- ・期間途中でやむを得ない事由により本合意書を破棄する場合は、協議の後双方合意をした上で活動を終了する。
- ・帯広河川事務所側の事由により本合意書を破棄する場合は、里親の事業計画の履行を妨げないように努めること。

#### 6. その他

- ・活動者は、年度終了後、速やかに活動報告書を提出する。
- ・この合意書に関し疑義が生じたとき、またはこの合意書を変更しようとするとき、および定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

この合意を証するため、本書を2通作成し、次のとおり署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 8年 ○月○日

住 所 中川郡幕別町札内西町73番地6

帶広開発建設部

帶広河川事務所長

住 所 ○○

団体名 ○○

様式第4号（第7条関係）

十勝川インフォメーションセンターアダプトプログラム年間活動計画書

里親		住所 団体名 電話番号
里親となる施設		名称 十勝川インフォメーションセンター 所在地 帯広市大通北2丁目
活動 計 画 概 要	活動期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	活動回数	ア 毎日 イ 毎週 曜日 ウ 每月 日 エ その他 ( ) 時頃 ~ 時頃
	活動内容	
	特に記載したいこと	

様式第5号（第8条関係）

十勝川インフォメーションセンターアダプトプログラム年間活動計画書（変更）

里親		住 所 団体名 代表 電話番号
里親となる施設		名 称 十勝川インフォメーションセンター 所在地 帯広市大通北2丁目
活動 計 画 概 要	活動期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	活動回数	ア 毎日 イ 毎週 曜日 ウ 每月 日 エ その他（ 時頃 ~ 時頃 ）
	活動変更 内容	
	特に記載し たいこと	

様式第6号（第8条関係）

十勝川インフォメーションセンターアダプトプログラム里親辞退届

		令和　年　月　日
帯広河川事務所長 様		
住 所		
団体名		
氏 名		
電話番号		
里親となっていた施設 名称及び所在地等	名 称 十勝川インフォメーションセンター 所在地 帯広市大通北2丁目	
合意書を取り交わした 年月日	令和　年　月　日	
活動を終了する予定の 年月日	令和　年　月　日	
備考		

様式第7号（第9条関係）

十勝川インフォメーションセンターアダプトプログラム活動実績報告書

		令和 年 月 日
帯広河川事務所長 様		
住 所 団体名 氏 名 電話番号		
里親となっていた施設 名称及び所在地等	名 称 十勝川インフォメーションセンター 所在地 帯広市大通北2丁目	
活動年月日	活動内容	参加人数 (人)
何でも記載してください		